

山梨県公報

第二千二百三十三号

平成二十四年

六月四日

月 曜 日

目次

道路の区域変更(二件).....	三三三
道路の供用開始.....	三三三
公告	
山梨県登録販売者試験の実施.....	三三四
随意契約の相手方の決定について.....	三三五
開発行為に関する工事の完了について.....	三三五
建築士法に基づく懲戒処分(二件).....	三三五
建築士法に基づく監督処分.....	三三五

告示

山梨県告示第二百十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十四年六月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月四日

山梨県知事 横内正明

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 三五八号
- 道路の区域

甲府市西下条町官有無番地先から	区	間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)

甲府市西下条町字川代一三四四番の一地先まで		新	旧
		三七・二丁 五五・一	四九・七
			一〇六・〇

山梨県告示第二百十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十四年六月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月四日

山梨県知事 横内正明

- 道路の種類 県道
- 路線名 梁川猿橋線
- 道路の区域

大月市猿橋町大字藤崎字山岸一七〇〇番の一地先から 大月市猿橋町大字藤崎字山岸一六八二番の一地先まで	区	間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)

山梨県告示第二百十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十四年六月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月四日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	梁川猿橋線	大月市猿橋町大字藤崎字下志貫 目二〇一二番の一地先から 大月市猿橋町大字藤崎字山岸一 六九一番の一地先まで	三二〇・〇	平成二十四 年六月四日

公 告

● 山梨県登録販売者試験の実施
薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の四第一項の規定により、山梨
県登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成二十四年六月四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 試験日

平成二十四年九月三十日（日）

二 試験場所

甲府市武田四丁目三番十一号 山梨大学甲府キャンパス

三 試験項目

- 1 医薬品に共通する特性と基本的な知識
 - 2 人体の働きと医薬品
 - 3 主な医薬品とその作用
 - 4 薬事に関する法規と制度
 - 5 医薬品の適正使用と安全対策
- 四 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- 1 旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学及び旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において薬学に関する専門の課程を修了した者
- 2 平成十八年三月三十一日以前に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）に入学し、当該大学において薬学の正規の課程を修めて卒業した者

3 平成十八年四月一日以降に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において薬学の正規の課程（同法第八十七条第二項に規定するものに限る。）を修めて卒業した者

4 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）に基づく中等学校若しくは学校教育法に基づく高等学校又はこれと同等以上の学校を卒業した者であつて、一年以上薬局又は一般販売業（卸売一般販売業を除く。以下同じ。）、薬種商販売業、配置販売業若しくは店舗販売業の実務に従事した者

5 一年以上薬局又は一般販売業、薬種商販売業、配置販売業若しくは店舗販売業の実務に従事した者

6 1から5までに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると知事が認めたる者

五 受験手続

1 提出書類

1 受験願書

(一) 受験資格を有することを証明する書類

(二) 写真（提出前六月以内に撮影した正面、無帽、上半身像、縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのものであつて、裏面に氏名を記載したものを願書の写真欄に貼り付けること。）

2 受験手数料

一万四千元（受験願書に一万四千元に相当する額面の山梨県収入証紙を張り付け、消印しないこと。）

受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかつた場合でも還付しない。

六 受験願書の受付期間及び提出先

1 受付期間

平成二十四年七月九日（月）から同月二十日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとする。

2 提出先

県内に在住する受験者にあつては、各保健福祉事務所（保健所（支所を含む。以下同じ。）に、本人又は代理人が持参すること。県外に在住する受験者にあつては、山梨県福祉保健部衛生薬務課（山梨県甲府市内一丁目六番一号）に、本人又は代理人が持参すること。

七 試験結果の発表等

1 合格者の発表

平成二十四年十一月二日（金）午前十時に県庁東側及び各保健福祉事務所（保健

所)の掲示板並びに山梨県のホームページに合格者を受験番号で発表する。

2 合格通知書の送付

合格者には、合格発表後に合格通知書を郵送する。

八 その他

詳細については、山梨県福祉保健部衛生薬務課(電話〇五五 二二三 一四九一)に問い合わせること。

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十四年六月四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

やまなしブランド確立推進事業(第二期)業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県観光部観光企画・ブランド推進課 山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成二十四年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社アサソーデイ・ケイ 東京都中央区築地一丁目十三番一号

五 契約金額

三千九百九十九万四千五百円

六 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十四年六月四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

中央市一町畑字芝原八八四の一、八八六、八八八、八八九、八九〇及び八九一の区

域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都江東区亀戸一丁目一番六号 ヤマト特殊鋼株式会社 代表取締役 藤原 久 芳

● 建築士法に基づく懲戒処分

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十条第一項の規定により二級建築士の処分をしたので、同条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年六月四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十四年五月二十九日

二 処分を受けた建築士の氏名 望月 英光

三 建築士の別及び登録番号 二級建築士 梨第四八七一号

四 処分の内容 平成二十四年六月四日から三月間の業務停止

五 処分の原因となった事実 山梨県内の建築物三物件について、建築士事務所の登録を受けずに、業として他人の求めに応じ報酬を得て、確認申請等の代理業務を行った。

● 建築士法に基づく懲戒処分

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十条第一項の規定により二級建築士の処分をしたので、同条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年六月四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十四年五月二十九日

二 処分を受けた建築士の氏名 中込 勝敏

三 建築士の別及び登録番号 二級建築士 梨第三八四一号

四 処分の内容 平成二十四年六月四日から一月間の業務停止

五 処分の原因となった事実 中込設計株式会社(一級建築士事務所)の開設者である中込勝敏二級建築士は、建築士法第二十四条第一項に規定する専任の管理建築士を置いていない。

● 建築士法に基づく監督処分

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十六条第一項の規定により建築士事務所所の処分をしたので、同条第四項の規定により準用する同法第十条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年六月四日

山梨県知事 横内正明

一 監督処分をした年月日 平成二十四年五月二十九日

二 監督処分を受けた建築士事務所

1 名称及び所在地 中込設計株式会社 山梨県甲斐市西八幡三千二百九十二番地一

2 開設者の名称及び代表者の氏名 代表取締役 中込 勝敏

3 建築士事務所の別及び登録番号 一級建築士事務所 山梨県知事(梨)第一二〇一八〇一号

三 監督処分の内容 登録取消

四 監督処分の原因となった事実 中込設計株式会社(一級建築士事務所)の開設者である中込設計株式会社代表取締役中込勝敏は、建築士法第二十四条第一項に規定する専任の管理建築士を置いていない。